

千葉県における地域資源活用価値創出の推進方策

＜千葉県地域資源活用価値創出戦略＞

千葉県農林水産部
平成28年3月16日策定
令和2年3月27日改訂
令和5年3月16日改訂
令和7年7月15日改訂

1 はじめに

多種多様な農林水産物の生産が可能な本県は、首都圏における重要な食料供給基地として発展してきたが、近年、本県の農林水産業を取り巻く環境は大きく変化しており、経済のグローバル化の進展への対応、消費形態の多様化、産地間競争の激化、資材費高騰による生産コストの上昇などにより、農林漁業者の所得は伸び悩んでいる。

これまで農林水産省では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）^{※1}に基づき、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んできた。令和7年度からは、この6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく「地域資源活用価値創出」^{※2}の取組を支援することとしている。

本県としても、令和4年3月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」において、農山漁村発イノベーションの考え方に基づき、「地域の特色を生かした農山漁村の活性化」を施策の一つに位置付け、取組を推進しているところである。

本推進方策は、本県の農林水産業の発展や農山漁村の活性化に大きく寄与することが期待される取組を戦略的に推進していくため、本県における地域資源活用価値創出の展開方向及び戦略を示すものである。

※1 施行日：第1章（目的）及び第3章（地産地消関係）：平成22年12月3日
第2章（6次産業化関係）：平成23年3月1日

※2「地域資源活用価値創出」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組のことである。

2 県内の農林水産業及び農山漁村の現状と課題

農林漁業者の所得は、近年、価格の低迷や生産コストの上昇などにより伸び悩んでいる。

また、ライフスタイルの変化により、食料の消費形態は、家庭での調理や食事から、外食や調理済みの総菜といった中食で代用するなど、食の外部化、簡便化が進み、家庭における生鮮需要は減少している。

このような中で、本県においては、首都圏に位置する優位性もあり、生鮮主体の販売に重点を置いてきたこと等から、農林漁業者自らが加工・販売等に取り組む6次産業化や、商工業者等の異業種との連携による新商品開発などの取組は立ち遅れている面がある。

今後、農林漁業者の所得向上を図るためにには、6次産業化の取組をこれまで以上に加速するとともに、地域資源活用価値創出を推進していくことが重要である。

このためには、農林漁業者等に対する地域資源活用価値創出の普及啓発、取組に向けた適切なアドバイスや技術支援、人材育成や機械施設整備のための資金準備、開発した商品の販路開拓、地域内外のネットワークづくり等が課題となっている。

3 地域資源活用価値創出の推進により目指す将来像

地域資源活用価値創出の取組を推進することで、新たな産業の振興と「地域の特色を生かした農山漁村の活性化」が図られるとともに、消費形態の多様化に対応できる体制が構築されることで、千葉県の目指す姿でもある「社会経済環境の変化を確実に取り込み地域経済が活性している千葉」、「農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている千葉」を実現する。

4 地域資源活用価値創出推進の成果目標

項目	現状	目標 (令和7年度)
農業・漁業生産関連事業 の年間販売金額※ ³	750億円 (令和元年度)	830億円

注) 上記成果目標は、千葉県農林水産業振興計画（令和4年3月策定）の目標とした。

※3 農業・漁業経営体や農協・漁協等が取り組む、農水産物の加工や直売所、観光農園、農家・漁家民宿、農家・漁家レストランの年間販売金額。

5 本県の特性を生かした地域資源活用価値創出の取組方針

ア 地域の食文化や歴史などを織り交ぜた6次産業化の創造

6次産業化に取り組むためには、高いマーケティング力や販売能力が必要であり、大手食品事業者や販売事業者と同様な取組で成功するのは困難である。

そこで、地域の食文化や歴史などを織り交ぜた、大手事業者にはまねのできない、その地域ならではのオリジナリティあふれる6次産業化の取組を推進する。

イ 県内食品企業や中小企業者等と連携した農商工連携事業の推進

首都圏に位置する本県は、加工食品を製造する中食等の事業者と連携しやすい環境にある。

そこで、県内の農林漁業者が千葉県産にこだわりを持つ中食・外食事業者等のパートナー企業と連携の上、単なる素材提供にとどまらない、パートナー企業のノウハウを活用した高付加価値な加工食品の製造・販売や新商品・メニューの開発、新たな販路の開拓などの取組を推進する。

ウ 首都圏に位置する強みを生かした展開

① 直売所・道の駅を核とした取組

千葉県には多くの直売所があり、県内のほとんどの道の駅に直売所が併設されている。また、直売所・道の駅では、女性起業家等による様々な農産加工品の販売が行われるなど、6次産業化等に取り組みやすい環境が整っている。

今後は、直売所・道の駅を地域資源活用価値創出の拠点施設として、地域の

観光資源などと連携した回遊性を生かし、観光客の購買意欲を満たすような、その地域ならではの加工品やサービスの開発、販売の取組を促進する。

② 農林漁業者による新たなサービス事業の創出の促進

県内の6次産業化の総合化事業計画の認定内容については、農林水産物の加工・直売が大部分を占めている。

今後は、日帰りや短期滞在で、グリーン・ブルーツーリズムを堪能できるという本県の強みを生かし、農家レストランや農家民宿、観光農園、農林漁業体験事業の取組といった新たなサービス事業の積極的な展開を促進する。

エ 地域資源活用価値創出の波及による地域の活性化

現在、県内の地域資源活用価値創出の取組は、個々の事業者による商品開発や販路開拓が中心となっている。

今後は、農林漁業者、中小企業者、行政、農協、漁協及び学識関係者等、地域の関係者が一体となった、地域資源活用価値創出を推進するネットワーク形成を促進するとともに、地域の特徴を生かした特産品の開発や商品原料となる農林水産物の生産拡大など、新たな事業創出による地域活性化の取組を支援する。

オ 新たな販路開拓を目指した輸出の取組促進

近年、少子高齢化や人口減少などから、国内市場は、縮小に向かうことが予想される一方、海外では東・東南アジア地域を中心に食市場の規模が拡大している。さらに、「日本食」は平成25年にユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、海外で評価されるとともに、世界中からの注目が一層集まっている。

そこで、各種支援事業の活用により、輸出を視野に入れた地域資源活用価値創出の取組を支援する。

特に、販路開拓については、農水産物の効率的な輸出を可能とする日本初のワンストップ輸出機能を備えた新生成田市場（成田市公設地方卸売市場）の開設により、本県の農林水産物の海外市場へのアクセス性が高まっているという優位性を生かし、幅広いマーケットに進出していくための取組を進めていく。

6 地域資源活用価値創出の展開戦略

ア 県サポートセンターによる支援

千葉県地域資源活用・地域連携サポートセンター（6次産業化サポートセンタ

一) (以下、「県サポートセンター」という。) を設置して、売れる商品作り等に向けた地域資源活用価値創出の構想、計画作成や融資・補助事業等の活用方法から事業実施後のフォローアップまで、事業の発展段階に応じたアドバイスを実施するなど、地域資源活用価値創出に取り組む事業者を支援する。

＜県サポートセンターの取組＞

① 人材育成研修会の開催

地域資源活用価値創出に取り組む人材の育成を図るため、事業化に必要な知識やノウハウを習得できる講座など、ニーズに対応した研修会を開催する。

② 交流会の開催

地域資源活用価値創出の取組を啓発するため、新技術や先進事例を学び、異業種との連携を促すための交流会を開催する。

③ 地域資源活用価値創出に取り組む事業者へのサポート活動

新商品開発やマーケティングなどの専門知識を有するプランナーを登録し、経営改善戦略^{※4}を始めとした事業計画の策定支援や進捗状況に応じた指導・助言、フォローアップなどのサポートを行う。

農林漁業者に対しては、6次産業化の総合化事業計画の認定に向けた支援や認定事業の進捗状況に応じた指導・助言を行う。

農商工連携に取り組もうとする事業者に対しては、農商工連携等事業計画の認定に向けた支援や、マッチングへの支援、活用可能な補助事業の案内などを行う。

※4 経営改善戦略：経営全体の付加価値を増加するための経営や経営全体の経営改善方策、組織運営の改善方策等のこと

イ 地域ぐるみで特色ある地域資源活用価値創出の推進

地域の資源をより効果的に活用するため、農林漁業者のみならず、市町村や農協、森林組合、漁協等の関係団体と連携し、各地域にある県の出先機関の農業・林業・水産事務所がコーディネート機能を発揮することで、地域が一体となり、特色のある地域資源活用価値創出の取組を推進する。

＜農商工連携＞

農商工連携については、農林漁業者が、中小企業者等と連携し、お互いの強みを活かした新商品・新サービスの開発等に取り組むことができるよう、県商

工労働部や公益財団法人千葉県産業振興センター（以下、「産業振興センター」という。）等と協力しながら支援を行う。

＜地域資源の活用＞

都市と農山漁村の交流体験などにより、地域資源を活用して収益性の向上に取り組む農林漁業者を支援し、その取組を産地や地域へと発展させることで、地域全体を活性化する。

＜直売所・道の駅における取組＞

直売所・道の駅における地域資源活用価値創出の取組に当たっては、小規模な加工品の製造・販売など、農林漁業者が6次産業化の総合化事業計画の認定を受けない小規模な事業を含め、優良事例集の活用などにより、幅広く農林漁業者の取組を呼びかけていく。

7 国、県及び市町村等の支援

（1）国

- ア 農山漁村振興交付金および関連事業
(県サポートセンター設置・運営に係る支援、機械施設整備等に係るハード事業や商品開発等に係るソフト事業など)
- イ 地域資源活用・地域連携中央サポートセンターを通じた高度なプランナーの派遣

（2）県

- ア 地域資源活用価値創出を戦略的に推進するため、行政・農林水産業・食品産業・金融等の関係機関による推進体制の整備
- イ 国の補助事業や制度融資の情報提供
- ウ 県単独補助事業（農業経営多角化支援事業）による取組支援
- エ 農林漁業者に身近な農業事務所、林業事務所、水産事務所による6次産業化等の取組に対する相談対応・支援
- オ 農林漁業者等が地域資源活用価値創出に興味を示し、新たに取り組むきっかけづくりとするための県内の優良事例集の作成
- カ 「ちば農商工連携事業支援基金（運営主体：産業振興センター）」等、農商工

連携関連施策の情報提供

キ 農商工連携のマッチング支援

(3) 市町村

ア 国の補助事業を活用した新商品開発、販路開拓等への支援

イ 農林漁業者等の相談対応・支援

8 推進方策の効果検証及び見直し

本推進方策に基づき取り組んだ事項については、毎年度末に総括するとともに、必要に応じて推進方策の見直しを図ることとする。